

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 想定される地域の災害リスク

天城町は、奄美群島を構成する一つである徳之島西部に位置し、離島という立地柄、台風・豪雨・津波など様々な災害を経験している。また、この地域特性もあって、ひとたび不測の事態が発生すれば、復興までに相応の時間と労力を要し、町内住民の社会生活のみならず小規模事業者の事業存続についても大きな障害が生じることとなり、地域の災害リスクとしては自然災害への対応策が最も重要なカテゴリーとなる。

ア. 台風・大雨・高潮

これら多岐に亘る自然災害の中でも、天城町が最も警戒すべきものは台風であり、これまでにも暴風による家屋や道路損壊、農地土砂流出、高潮等、台風襲来の都度甚大な被害を受けてきた。立地上、東シナ海に面しているながらも町中央部を除けば防風林たる山林はほとんどなく、特に沿岸部を中心に暴風・大雨・高潮・塩害等により大きな被害を被り得る状況となっている。

また、天城町の行政・商業の中心地区（平土野・天城地区）は上記沿岸部に位置し、台風の影響を受けやすい環境下にあることも本計画を策定するうえで念頭に置かねばならない。

＜沖縄・奄美地方への台風接近数 出典：気象庁HP、天城町「地域防災計画」＞

| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 計 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|
| 2020 | | | | | | | | 4 | 2 | | | | 5 |
| 2019 | | | | | | | 1 | 1 | 3 | 2 | 1 | | 7 |
| 2018 | | | | | | 2 | 4 | 4 | 2 | 1 | 1 | | 13 |
| 2017 | | | | | | | 3 | 1 | 1 | 2 | | | 7 |
| 2016 | | | | | | | 1 | 1 | 4 | 1 | | | 7 |
| 2015 | | | | | 1 | | 2 | 2 | 1 | | | | 6 |
| 2014 | | | | | | 2 | 3 | 2 | 2 | 2 | | | 10 |
| 2013 | | | | | | | 1 | 1 | 2 | 1 | 4 | | 9 |
| 2012 | | | | | | | 3 | 2 | 5 | 2 | 1 | | 12 |
| 2011 | | | | | 2 | 1 | 1 | 1 | 2 | | | | 7 |
| 2010 | | | | | | | | 3 | 3 | 1 | | | 6 |

※台風滞留が月を跨ぐこともあるため、各月の合計と総計は一致しない。

イ. 地震・津波

台風による高潮同様に、地震に伴う津波の発生についても高い警戒が必要となる。

1911年に奄美大島近海地震（M8.0）が発生して以降、徳之島周辺における大きな被害の発生した地震、またこれに伴う津波の発生はないものの、沖合で発生する地震からの津波が天城町沿岸部へ押し寄せるることは容易に想定される。地震は台風と異なり、発生の予測が困難な災害である。下表からも確認できる通り、2014年のように集中して地震が発生するケースもあり、地震と共に伴う被害を想定した計画の策定が重要となる。

＜奄美大島近海における地震発生状況 出典：気象庁データベース＞

| | | | | | | | | | | |
|---------|------|------|------|-------|------|------|------|------|-------|-------|
| 発生年 | 2020 | 2019 | 2019 | 2017 | 2015 | 2014 | 2014 | 2014 | 2014 | 2009 |
| 発生月日 | 6/14 | 10/6 | 7/13 | 8/16 | 1/14 | 8/15 | 8/6 | 8/3 | 8/2 | 6/24 |
| 発生時間 | 0:51 | 5:18 | 9:57 | 21:51 | 9:40 | 2:09 | 2:41 | 2:34 | 23:18 | 10:32 |
| マグニチュード | 6.3 | 5.1 | 6 | 5.7 | 4.7 | 5.5 | 4.7 | 5.6 | 5.2 | 4.4 |
| 最大震度 | 4 | 2 | 3 | 2 | 1 | 3 | 2 | 3 | 2 | 1 |

ウ. 感染症

天城町は、離島である立地特性上、ひとたび感染症が侵入すれば急速に蔓延していくことが想定されるほか、本土地域と比較しても医療体制が脆弱な地域であり、感染後の対応までを平時より想定しておくことが重要である。

感染症の中で代表される新型インフルエンザは、数十年周期で定期的に出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウィルス感染症（Covid-19）のように、国民の大部分が免疫を獲得していない感染症等の出現が今後も十分予想され、感染症の急速な蔓延は、天城町においても多くの町民の生命や健康に重大な影響を与える恐れがあるほか、商工業者の事業継続や経済面においても大きな影響を与えることが想定される。

＜届出の対象となる感染症種類 出典：厚生労働省HP 令和2年10月現在＞

| | 感染症類型 | | | | | |
|-----|-------|----|----|----|----|----|
| | 1類 | 2類 | 3類 | 4類 | 5類 | 指定 |
| 対象数 | 7 | 7 | 5 | 44 | 24 | 1 |

※新型コロナウィルス感染症（Covid-19）は指定感染病

（2）域内商工業者の状況

天城町における商工業者の状況は以下の通りとなっている。

＜天城町内商工業者数 出典：令和元年12月末 小規模事業者数等実態調査＞

| | 商工業者数 | うち小規模事業者数 | 立地状況 | |
|---------|-------|-----------|--------------------|------|
| | | | 立地地区 | 立地状況 |
| 農林漁業 | 7 | 6 | 町内一円に存在 | |
| 建設業 | 49 | 49 | 町内一円に点在 | |
| 製造業 | 22 | 20 | 町内一円に存在 | |
| 各種サービス業 | 77 | 68 | 中心地区に多い | |
| 宿泊・飲食業 | 36 | 34 | 飲食は中心地区に多く、宿泊は町内一円 | |
| 卸・小売業 | 78 | 75 | 中心地区に多いが、町内一円に点在 | |
| 合計 | 269 | 252 | | |

上表のとおり、町内商工業者の約7割が中心地区に立地しており、前記のとおり風水害の影響を受けやすい地区に存していることとなる。

小規模事業者も多く、高い危機管理意識を醸成する取り組みを推進していく必要がある。

（3）天城町および商工会のこれまでの取組

①天城町の取組

- ・地域防災計画の策定（平成27年4月に旧・地域防災計画を全面刷新）
- ・住民防災活動の実施、促進
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・地域防災計画における「感染症予防対策」「緊急医療」項目の策定

②天城町商工会の取組

- ・天城町が実施する防災訓練等への参加及び協力
- ・BCP策定に関する学習
- ・会員事業所を中心としたBCP策定ならびに危機管理意識醸成のための周知活動
- ・商工会自身の「危機管理対応方針」の策定

2. 課題

天城町における最も警戒すべき自然災害は台風であることは前記の通りである。離島という地域特性上、比較的小規模の台風であっても相応の被害が発生することも十分想定されるが、近年の台風は地球の気象変動に伴い、進路が島と乖離するケースもしばしば見受けられる。

このため、最近では住民の台風に対する危機管理意識が希薄化しつつあるとも言われている。

これを踏まえ、天城町では大型避難施設としても利活用可能な「天城町防災センター」を建築しているほか、各地域の集落単位においても公民館等を中心とした不測の非常時に利用できる防災施設も整備がなされている。また、商工会においては、自然災害等が発生した際は、被害状況調査の実施や、金融斡旋による事業継続のための円滑な資金繰り支援、さらには鹿児島県火災共済等とタイアップしての損害保険による支援等を実施している。

しかしながら、商工会では非常事態を想定した行動マニュアルが整備できていないことに加え、そもそも従事職員数が過少であるため、非常時に対応するための人員が不足することが課題である。加えて、災害保険等のリスクファイナンスに係る知見が不足しており、これらをどのように担保していくかを課題認識している。

また、前記のとおり感染症に対する備えも重要であり、感染予防対策として、地区内商工業者に対して予防接種の推奨や手洗い・うがいの徹底、体調不良者が発生した際の体制・ルール作りを周知していくとともに、感染拡大時を見据えたマスク・消毒液等の衛生用品の備蓄、リスクファイナンス対応のための各種保険の必要性を周知していくことが必要である。

3. 目標

以上を踏まえ、本計画に基づき、以下を目標として定め行動する。

(1) 危機管理意識の醸成とリスクファイナンスの活用

平時において非常時を想定しておくことが重要であることは論を俟たないが、商工業者、特に小規模事業者については非常事態の想定に係る意識・認識については不十分であると考えており、本計画に基づき、商工会経営指導員の巡回や窓口相談等を通じて「リスクチェックシート」(全国商工会連合会作成)や中小企業基盤整備機構の実施する事業継続力強化計画策定に係るハンドブック支援等を活用しつつ、危機管理意識の醸成ならびにリスクファイナンスの利活用による非常事態を想定した平時の対応の徹底を図る。

また、地区内小規模事業者等は店舗を自己所有しているケースが大半であり、損害保険に加入している事業所が殆どである一方、賃貸で経営する事業者については殆どが損害保険に未加入であり、危機管理意識が不十分である。上記の非常事態を想定した平時における対応の徹底については、賃貸で経営する事業者には十分留意した上で対応を進めていく。

加えて、感染症対策として感染症の感染拡大フェーズが「国内感染拡大期」に移行した段階より速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時より構築する。

(2) 迅速で正確な情報共有態勢の確立

非常事態発生時においては、商工会と行政の密な情報共有と連携が重要であり、迅速な被害状況の把握と共有が可能となるよう明確な報告ルールならびに情報連絡体制を確立する。

(3) 経営指導員の資質向上

前記したリスクファイナンスの利活用や、商工業者、小規模事業者への危機管理意識の啓蒙・周知については、相応の専門的知識や知見が必要となる。これらを習得するため、支援に携わる経営指導員の資質向上のための各種講習会や、研修へ積極的に参加する。また、実際の支援にあたっては、保険会社等とも連携した専門的見地からの支援も実施する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

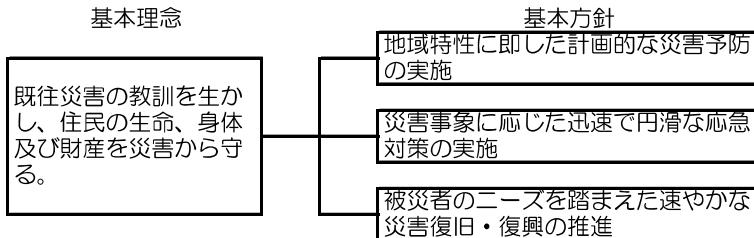
事業継続力強化支援事業の実施期間は以下の通りとする。

令和 3年 4月 1日～令和 8年 3月 31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

天城町商工会では、事業継続力強化支援事業を実施するにあたり、以下に掲げる天城町の「地域防災計画」の基本理念・方針を踏まえつつ、天城町との役割分担・体制を整備し、かつ連携して以下の事業を実施する。

【天城町「地域防災計画】



<1. 事前の対策>

- 天城町商工会は、多発する自然災害から派生するオペレーションリスクに晒される域内商工業者の事業継続を支援する。
- 平成27年に天城町が策定した「地域防災計画」について、本計画との整合性を整理し、発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- 巡回経営指導時に、天城町の策定した防災マップ（ハザードマップ）等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- 商工会報や町広報紙、各HP等において、防災に関する国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。
- 小規模事業者に対し、事業者BCP（同時に取り組み可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や効果的な訓練等の指導及び助言を行う。
- 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- 新たなウィルス感染症は、常時発生する可能性があり、感染状況も日々刻々と変化するため、商工業者に対しては常に最新の正しい情報を入手することに努めるとともに、デマ情報等に惑わされることなく、冷静に対処することを周知する。
- 新たなウィルス感染症については、国が示す業種別のガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について商工業者へ周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- 感染拡大予防に係る衛生用品の一定の備蓄、換気設備の設置やIT・テレワーク環境を整備するため等の情報や支援策等を提供する。

また、以下の数値目標を設定し域内商工業者へ災害に対する危機管理意識を高揚させるとともに周知徹底を進める。

<災害リスクの周知に関する目標>

| 事 業 内 容 | R 3 年 度 | R 4 年 度 | R 5 年 度 | R 6 年 度 | R 7 年 度 |
|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 事業者 B C P 策定件数 | 2 件 | 2 件 | 3 件 | 3 件 | 5 件 |
| 専門家派遣件数 | 2 件 | 2 件 | 3 件 | 3 件 | 4 件 |
| セミナー開催件数 | 1 回 | 1 回 | 1 回 | 1 回 | 1 回 |

また、被害状況の確認方法や被害額の算定について、予め天城町と確認しておくものとする。

<参考：天城町防災マップ>



天城町では、町内全域を網羅する防災マップ（ハザードマップ）を策定済。

本事業では、天城町商工会においても本マップを活用した商工業者の危機管理意識の醸成を進めいく。

【掲載内容】

- ・各集落単位での避難所
- ・津波危険区域の標記
- ・土砂災害等発生危険区域
- ・大雨・高潮等の際に避難不可能となる路線の標記
- ・A E D 設置場所 等

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

天城町商工会は令和 2 年度に事業継続計画(天城町商工会危機管理対応方針)を作成(別添)。

3) 関係諸団体との連携

本計画の専門的知見の提供を補完するため、天城町商工会では、全国商工会連合会と提携している東京海上日動火災保険㈱や、あいおいニッセイ同和損害保険㈱等へ専門家派遣要請し、域内商工業者を対象とした B C P セミナーや保険相談会等を開催することで、危機管理意識の醸成や周知徹底を図っていく。

なお、感染症に関しては収束時期が予想しづらい側面もあることから、リスクファイナンス対策として各種保険（感染症特約付き休業補償等）の活用も提案していく。

4) 本計画のフォローアップと評価

本計画を通じ、域内商工業者や小規模事業者の事業継続に係る取り組み状況について確認するため、毎年度、天城町事業継続力強化委員会（仮称）を 4 月に開催し、商工業者の全国的な

災害状況や天城町内の状況について情報共有を図る。また、この中で確認された内容を踏まえた改善点等についても協議し、本計画の実施についての評価・検証を行うとともに、本委員会における評価結果は、商工会ホームページ等や会報（年1回）へ掲載することで、常にパブリックへ付されるものとする。

また、域内商工業者や小規模事業者等が策定したBCPについては、策定内容の効果・機能度合いを高めるため、定期的な巡回の中で適宜フォローアップしていく。

＜事業者の策定したBCPのフォローアップ＞

| | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|-----------|------|------|------|------|------|
| フォローアップ件数 | 1件 | 1件 | 2件 | 2件 | 3件 |

5) 本計画に係る訓練の実施

本計画の実効性を担保するための取り組みとして、非常事態（自然災害の発生）を想定し、天城町と情報連絡体制の確認等を必要に応じて実施する。また、商工会職員間における避難ルートの確認、商工会（商工会館建物）の防災設備の稼働確認等も適宜実施する（訓練は必要に応じて実施する）。

＜2. 発災後の対策＞

自然災害等による発災時は、天城町「地域防災計画」の基本理念に準じ人命救助を最優先するとともに、以下の手順で被害状況の確認と連絡を実施する。

1) 応急対策の実施可否の判定

- ・非常事態発生後、可及的速やかに（発災後3時間以内に）職員の安否確認を実施する。
- ・安否確認ができない職員が発生した場合、速やかに行政と連携し、職員在住地区の被災状況と安否について確認を行う。加えて、商工会（商工会館建物）の被害状況についても確認を行う。また、その内容については速やかに天城町商工会と天城町で共有するとともに、必要に応じて鹿児島県商工会連合会や鹿児島県等関係機関へ報告する。
- ・感染症が発生した場合は、「国内感染拡大期」フェーズを契機とし、職員の体調確認を実施するとともに、職員の手洗い・うがいの励行を徹底するほか、必要に応じて事業所の消毒作業を実施する。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく国の「緊急事態宣言」が発令された場合においては、天城町と連携し、相互の情報交換と共有、ならびに感染症対策本部設置等も含めた対策を講じる。

2) 応急対応方針の決定と情報連絡体制

- ・天城町商工会と天城町（商工水産観光課・総務課）との間で、商工業者の被害状況や被害規模に応じた応急対応の方針を協議・決定する。また、本決定内容は速やかに鹿児島県商工会連合会や鹿児島県等関係機関へ報告する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報を共有する。

なお、協議にあたっての被害状況の目安は以下の通りとする。

＜被害状況の目安＞

| | |
|-----------|---|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で「窓ガラスが割れる」等の比較的小さな被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で「建物の全壊や半壊」等の大きな被害が発生している。 |
|-----------|---|

| | |
|-----------|--|
| | ・被害が発生しているであろう地区において連絡がとれない、もしくは交通網が遮断されている等の被害がある。 |
| 被　害　が　あ　る | ・地区内 1 %程度の事業所で「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0. 1 %程度の事業所で「建物の全壊や半壊」等の大きな被害が発生している。 |
| 被　害　は　な　い | 目立った被害状況がない。 |

※なお、連絡がとれない地区については、大規模な被害が生じているものと考える。

また、本計画の連絡体制を明確なものとするため、非常事態発生時において天城町商工会と天城町では以下の目安に基づき双方の情報共有を図る。

<連絡頻度の目安>

| | |
|-----------|---------------------|
| 発生後～1日目 | 1日に3回の連絡と情報共有を実施 |
| 2日目～6日目 | 1日に2回の連絡と情報共有を実施 |
| 7日目～14日目 | 1日に1回の連絡と情報共有を実施 |
| 14日目～31日目 | 必要に応じた都度の連絡と情報共有を実施 |

なお、感染症流行の事態においては、天城町の「地域防災計画」に記載の「感染症予防対策」「緊急医療」項目に基づき、必要な情報の把握と発信を実施するとともに、交代勤務制の導入等による体制維持対策を講じる。

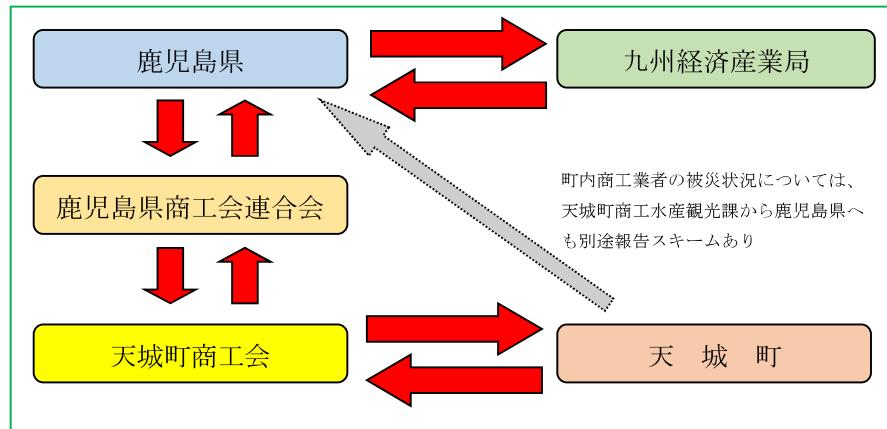
<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・天城町商工会と天城町は、被害状況の確認方法や被害額（事業の再建に必要な金額合計、事業用の土地・建物、機械設備、商品・原材料・仕掛品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・収集した被害情報については、鹿児島県が指定する様式①に記載し、天城町商工会より鹿児島県商工会連合会を通じて鹿児島県へ報告する。なお、感染症流行の場合においても、国や県の情報・方針に基づき、同様の系統で報告を行う。

| 様式① 鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 団体係 宛て (メールアドレス : dantai@pref.kagoshima.lg.jp) 令和〇年〇月〇日の〇〇災害によく被害実態調査票 | | | | | | | | | |
|--|----|----------|-------------|---|--|--------------------------|------|-----------------|--|
| 郵便番号 : メールアドレス : | | | | | | | | | |
| 被害合計金額 | | | | | | | | | |
| 事業所名 | 住所 | 業種 分類 | 従業員数 ※社員 | 被害額 ※事業の規模に 応じて適切な額 をおおよそご用 意ください | (被害額内訳) 単位：千円 | | | | |
| | | | | | 土地 (堆積土砂堆跡 地・被災地盤) ※事業の規模に 応じて適切な額 をおおよそご用 意ください | 建物 (事業用資材に被 害した場合) | 機械設備 | 商品・原材料・ 仕掛品等 | |
| 1 | | | | 0 | | | | | |
| 2 | | | | 0 | | | | | |
| 3 | | | | 0 | | | | | |
| 4 | | | | 0 | | | | | |
| 5 | | | | 0 | | | | | |
| 6 | | | | 0 | | | | | |
| 7 | | | | 0 | | | | | |
| 8 | | | | 0 | | | | | |
| 9 | | | | 0 | | | | | |
| 10 | | | | 0 | | | | | |
| 11 | | | | 0 | | | | | |
| 12 | | | | 0 | | | | | |
| 13 | | | | 0 | | | | | |
| 14 | | | | 0 | | | | | |
| 15 | | | | 0 | | | | | |
| 16 | | | | 0 | | | | | |
| 17 | | | | 0 | | | | | |
| 18 | | | | 0 | | | | | |
| 19 | | | | 0 | | | | | |
| 20 | | | | 0 | | | | | |
| 21 | | | | 0 | | | | | |

- ・当会と当町が共有した情報は、鹿児島県の指定する方法（次図）にて当会より、県商工会連合会を通じて鹿児島県へ報告する。

<被害状況に係る連絡体制>



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・域内商工業者や小規模事業者等の被害状況の概要を確認するとともに前記報告体制に基づき報告を行い、天城町と協議のうえで特別相談窓口の設置について検討する。
また、相談窓口を設置するにあたっては、主として以下の内容についての対応を優先とする。
 - ①事業継続に要する資金調達・金融支援
 - ②損害保険等の利活用支援
 - ③国や県等の被災事業者向け施策の活用支援
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内の小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症流行の場合、感染症の流行によって特に集中的に事業活動に影響を受ける、またはその虞がある商工業者や小規模事業者を中心とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・復旧・復興支援の決定にあたっては鹿児島県の方針に従うものとし、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・事業継続に向けた支援について、被害規模が大きく、被災地の職員のみでの対応が不可能と判断される場合においては、他地域からの応援派遣等について鹿児島県等へ相談するものとする。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

| 事業継続力強化支援事業の実施体制 | |
|--|--|
| (2020年 9月末現在) | |
| <p>(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 10px;"><pre>graph TD A[天城町事業継続力強化委員会（仮称）] -- "連携" --> B[天城町商工会] A -- "連絡調整" --> C[天城町商工会 法定経営指導員] A -- "確認・連絡・調整" --> D[天城町 商工水産観光課 (商工業担当)] A -- "確認・連絡・調整" --> E[天城町 総務課 (防災担当)] A -- "協議・連携" --> F[天城町 防災会議] B <--> C C <--> D C <--> E D <--> E E <--> F</pre></div> | |
| <p>(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制</p> <p>①当該経営指導員の氏名、連絡先</p> <p>天城町商工会 法定経営指導員 狩集 大 鹿児島県大島郡天城町平土野35-4 TEL: 0997-85-2037</p> <p>②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）</p> <ul style="list-style-type: none">・事業計画の具体的な取り組みの企画・立案や実行・事業計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上実施） <p>(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先</p> <p>①商工会／商工会議所</p> <p>天城町商工会 〒891-7612 鹿児島県大島郡天城町平土野35-4 TEL: 0997-85-2037 FAX: 0997-85-5056 E-mail: amagi-s@kashoren.or.jp</p> | |

②関係市町村

天城町 商工水産観光課

〒891-7692

鹿児島県大島郡天城町平土野2691-1

TEL: 0997-85-5184

FAX: 0997-85-3110

E-mail: sho01@yui-amagi.com

天城町 総務課

〒891-7692

鹿児島県大島郡天城町平土野2691-1

TEL: 0997-85-5386

FAX: 0997-85-3110

E-mail: soum01@yui-amagi.com

※その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | R 3年度 | R 4年度 | R 5年度 | R 6年度 | R 7年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額 | 335 | 415 | 415 | 415 | 415 |
| 専門家派遣費 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 |
| 協議会運営費 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| セミナー開催費 | 45 | 125 | 125 | 125 | 125 |
| 印刷広告費 | 55 | 55 | 55 | 55 | 55 |
| Web ページ更新費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| 職員研修参加費 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、天城町育成補助金、その他事業収入、等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
|---|
| ①東京海上日動火災保険㈱ 鹿児島中央支社 支社長 黒木聰 鹿児島県鹿児島市鍛冶屋町12-5 ②あいおいニッセイ同和損害保険㈱ 鹿児島支店 支店長 磯村宏之 鹿児島県鹿児島市東千石町1-38 |
| 連携して実施する事業の内容 |
| ①被災商工業者に対するリスクファイナンスを活用した資金繰り支援 ②域内商工業者、小規模事業者等に対するリスクマネジメント教育、普及活動 |
| 連携して事業を実施する者の役割 |
| ①被災商工業者に対するリスクファイナンスを活用した資金繰り支援に係る対応窓口 ②域内商工業者、小規模事業者等に対するリスクマネジメント教育、普及活動に係る専門家としての専門的見地からのセミナー講師や経営指導員の経営支援サポート |
| 連携体制図等 |
| <pre> graph TD A[天城町商工会] <--> B[域内商工業者等] A <--> C[損害保険会社] A <--> D((全国商工会連合会 鹿児島県商工会連合会)) B <--> C C <--> D </pre> <p>The diagram shows the relationships between four entities:</p> <ul style="list-style-type: none"> Tengumachi Chamber of Commerce (天城町商工会) has a two-way relationship with Internal Business Operators (域内商工業者等), Damage Insurance Companies (損害保険会社), and the Federation of Chambers of Commerce and Industry of Kagoshima Prefecture (鹿児島県商工会連合会). Internal Business Operators (域内商工業者等) has a two-way relationship with Damage Insurance Companies (損害保険会社). Damage Insurance Companies (損害保険会社) has a two-way relationship with the Federation of Chambers of Commerce and Industry of Kagoshima Prefecture (鹿児島県商工会連合会). The Federation of Chambers of Commerce and Industry of Kagoshima Prefecture (鹿児島県商工会連合会) is represented by an oval containing two boxes: "全国商工会連合会" and "鹿児島県商工会連合会". |